

川俣町では、空き家を賃借して居住する際の 改修費用や片付け費用を

最大 100 万円補助します。

対象経費

「川俣町空き家等バンク」に登録されている空き家を賃借し、業者に請け負わせて改修(増改築除く)する費用と、業者に請け負わせて片付け(残置物の撤去、運搬、処分及び居室の清掃等)する費用。

移住等に関する主な要件

- ① 次のいずれかに該当する方であること。
 - (ア) 賃貸住宅に居住している町民の方
 - (イ) 二世帯以上が同居している世帯から独立する町民の方
 - (ウ) 本町に住民票を移す、または二地域居住を開始する直前に、連続して3年以上、本町以外の地域に在住していた移住者または二地域居住者の方
- ② 対象工事等を行った空き家に空き家改修等支援金の交付申請日から2年以上継続して居住すること。

改修・片付けの主な要件

- ① 改修業者は、次のどちらも満たしていること。
 - ・ 工事内容に応じた建設業許可を取得していること。
 - ・ 川俣町に営業所があること。
- ② 対象工事による改修部分の所有権は、空き家の賃貸人に帰属すること。
- ③ 改修等する空き家が建築基準法等の関係法令に違反していないこと。

交付の流れ

- ・ 改修・片付けの契約・着手・着工前に認定申請を行い、認定通知を受けることが必要です。
- ・ 改修等が完了し、改修・片付けした空き家へ入居後、交付申請を受け付けます。
- ・ 審査の結果、要件に該当する場合は支援金を交付します(最大100万円)。

主な対象外経費

- ・ 空き家の改修に直接関係のない外構工事等、空き家へのアプローチ部及び周辺部以外の庭木の剪定・除草等に要する経費
- ・ 空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分
- ・ 家電リサイクル対象品(エアコン・テレビ・冷蔵庫等)の処分
- ・ 移動可能な家具や家電その他備品類等のクリーニング等や、改修後に行う清掃
- ・ 住宅の用に供する部分以外に係る改修等に要する経費

就業等の主な要件(移住者または二地域居住者のみ)

- 移住者または二地域居住者の場合、次の(ア)から(I)の全てに、認定日から1年後までに該当すること。
- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約を法人等と契約していること、または、自ら事業(一次産業を含む)を営んでいること。
 - (イ) 申請時に就業の実態を確認できること。
 - (ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。
 - (I) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する業務でないこと。

交付額

- ・ 対象経費について、100万円を限度に交付します。
- ・ ただし、片付け費用のみを対象とする場合は、50万円を限度に交付します。

お問合せ 詳しくは川俣町のホームページをご覧ください。

<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/list136-872.html>

(川俣町ホームページトップから「くらし・手続き」>「移住・定住」>「移住支援金」)



(川俣町内の方)川俣町役場政策推進課まちづくり推進係 電話：024-566-2111

(川俣町外の方)川俣町移住・定住相談支援センター 電話：070-4851-6912

メール：iju@kawamata-gurashi.jp